

別 記

契約の方法及び見積の条件

1 契 約 の 方 法

福島県道路公社会計規程第68条第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見 積 の 条 件 等

見積の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 契約の相手方の決定

予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。

なお、契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積合せの方法及び契約金額の決定

1) 総価契約

ア 見積合せは各業務（工種）毎に行い、契約金額は各業務（工種）毎に決定された見積金額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。

イ 見積書の提出時に、見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。）を提出すること。

2) 単価契約

ア 見積合せは、各業務（工種）毎に総価（合計額）で行うものとする。

イ 各契約単価は、各工種毎における予定単価の制限範囲内とする。

ウ 見積書の提出時に、見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。）を提出すること。

(3) 契 約 保 証 金

1) 総価契約

福島県道路公社会計規程第73条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規程第73条第3項の規定に該当する場合は免除する。

2) 単価契約

福島県道路公社会計規程第73条第3項の規定により免除する。

(4) 前 払 金

前金払いは行わないものとする。

(5) 委 託 期 間

委託期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(6) 委 託 契 約 書 等

委託契約書及び見積書は別に定めるものとする。

(7) 契 約 の 確 定 時 期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

(8) 見 積 の 際 呈 示 す べ き 書 類

設計書（金額抜き）、仕様書

(9) この見積は、福島県の予算承認後に効力を有することとなります。

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託見積合せ心得

(目的)

第1条 福島県道路公社理事長が発注するあぶくま高原道路道路管理等業務委託契約に係る見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるものほか、この心得の定めるところにより見積合せするものとする。

(見積合せ等)

第2条 見積参加者は、公告、契約書（案）、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び見積の条件及び現場等を熟知のうえ見積合せをしなければならない。

- 2 見積参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して見積書を提出することとする。
- 3 見積参加者は、見積書に加えて見積書に記載された見積金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。以下同じ。）を提出しなければならない。
- 4 見積参加者は、前項に定めるほか見積合せ執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。
- 5 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、見積合せ執行者の確認を受けなければならない。
- 6 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合せに対する他の見積参加者の代理をすることができない。
- 7 見積参加者は、次の各号の一に該当する者を見積合せ代理人にすることができない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 8 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積の辞退)

第3条 指名を受けた者は、見積執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより見積合せ執行者に申し出るものとする。
 - (1) 見積合せ執行前にあっては、見積合せ執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送（見積合せ日の前日までに到達するものに限る。）する。
 - (2) 見積合せ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合せ執行者に直接提示する。
- 3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な見積の確保)

第4条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 3 見積参加者は、見積のあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又

は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積参加者が不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合せに参加させず又は見積合せの執行を延期し若しくは取りやめがある。

(見積書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積参加資格のない者が見積した見積書
- (2) 郵便により提出された見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものと除く。）
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものと除く。）
- (4) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- (5) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書
- (6) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが通知書と一致しない見積書（軽微な誤字・脱字等であって、意思表示が明瞭であるものを除く。）
- (7) 商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- (9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (10) 鉛筆書きによる見積書
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- (12) 見積内訳書を提出しない者が見積した見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）
- (13) 見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額の差が千円未満である場合は除く。）見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）
- (14) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書
- (15) その他、見積通知、見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積した見積書

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

2 決定となるべき同価の見積をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせて決定者を定める。この場合において、当該見積者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該見積合せ執行事務職員がくじを引くものとする。

3 くじは、あみだ方法で行うものとし、初めにくじを引く順番を決めるくじを行い、その後に契約相手方を決定するくじを行うものとする。

4 不動産鑑定評価及び登記事務業務委託にかかる見積合せのくじの場合は、第2項、第3項による方法ではなく、別途定めるくじの方法によるものとする。

(再度見積)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積合せを行う。

(契約保証金等)

第9条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、決定者は、福島県道路公社理事長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを福島県道路公社理事長へ提出しなければならない。ただし、福島県道路公社理事長の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

4 決定者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、見積決定は、その効力を失う。

(共同企業体に関する事項)

第11条 共同企業体が見積合せに参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、見積合せに参加しなければならない。

(質問及び異議の申立て)

第12条 見積参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合せ前において質問することができる。

2 見積参加者は、見積書の提出後、第3条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。